

保育料のお知らせ

飯豊町利用者負担額表

■ 1号認定（教育認定）：認定こども園や幼稚園等で教育を利用される方

階層区分	定義	利用者負担の月額 (単位：円)	給食費・17時半以降の 預かり保育おやつ代
第1階層	生活保護世帯等	0	なし
第2階層	市町村民税所得割課税額 77,101円未満	0	なし
第3階層	市町村民税所得割課税額 77,101円以上～	0	あり

■ 2・3号認定（保育認定）：認定こども園や保育所等で保育を利用される方

階層区分	定義	利用者負担の月額（単位：円）				給食費・17時半以降の 延長保育おやつ代	
		3歳未満児		3歳以上児			
		標準時間	短時間	標準時間	短時間		
第1階層	生活保護世帯等	0	0	0	0	なし	
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	なし	
第3階層	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 額	48,600円未満	0	0	0	0	なし
第4階層 (4-1)		57,700円未満	0	0	0	0	なし
第4階層 (4-A)		77,101円未満	0	0	0	0	あり
		ひとり親世帯等	0	0	0	0	なし
第4階層 (4-B)		97,000円未満	0	0	0	0	あり
第5階層		133,000円未満	変更前 30,000	変更前 29,600	0	0	あり
			変更後 22,500	変更後 22,200			
第6階層		169,000円未満	変更前 37,600	変更前 37,000	0	0	あり
			変更後 28,200	変更後 27,750			
第7階層		265,000円未満	44,500	43,900	0	0	あり
第8階層	301,000円未満	47,400	46,500	0	0	あり	
第9階層	397,000円未満	50,200	49,000	0	0	あり	
第10階層	397,000円以上	51,600	50,000	0	0	あり	

■ 多子世帯などの利用者負担額の軽減について裏面に記載してありますのでご確認ください。

裏につづく

保育料のお知らせ

◆多子世帯などの利用者負担額の軽減について

- 18歳以下のお子さんを最年長としてカウントして第3番目以降のお子さんの場合は無料です（町内に住所があり、同一世帯で、生計が同一である場合に限りです）。
- 3歳未満児の方で、きょうだいと同時に入所している場合は、第2番目のお子さんは無料です。
※令和8年度から町の子育て支援政策として実施します。
- 令和7年度から、第5階層の利用者負担額が山形県保育料無償化に向けた段階的負担軽減事業による補助1/4の適応になります。

《5階層》

標準時間認定：変更前 30,000 円に対して、変更後 22,500 円

短時間認定：変更前 29,600 円に対して、変更後 22,200 円

《6階層》

標準時間認定：変更前 37,600 円に対して、変更後 28,200 円

短時間認定：変更前 37,000 円に対して、変更後 27,750 円

お問合せ先：飯豊町教育総務課 教育振興室 87-0519（直通）